詐欺　管業 H29-03-3 ≪#427≫

【問】 正誤をつけよ。

売主Aと買主Bが、マンションの一住戸甲の売買契約(以下、本間において「本件契約」という。)を締結した。本件契約が、Bの詐欺により締結された場合、Aに、それを信じたことに重大な過失があったときでも、Aは、売却の意思表示を取り消すことができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫　詐欺

詐欺による意思表示は、**取り消す**ことができる。（民法 96 条 1 項）

≪補講≫　原状回復義務

売買契約が**詐欺**を理由として**取り消された**場合における**当事者双方の原状回復義務**は、**同時履行の関係**にあると解するのが相当である。（最判昭 47.9.7）